国際調査機関 ＵＳ	米国特許商標庁 （ＵＳＰＴＯ）	附属書 Ｄ ＵＳ

次の受理官庁を管轄する国際調査機関：BH，BR，CL，DO，EG，GE，IL，IN，JO，KN，MX，NZ，OM，PA，PE，PH，QA，SA，TH，TT，US，ZA

国際調査機関に支払う手数料：

調査手数料（ＰＣＴ規則16）[1,2,3,4,5]

		小企業	*極小企業*
スイス・フラン（CHF）	1,976	790	395
ユーロ（EUR）	2,114	846	423
ニュージーランド・ドル（NZD）	4,104	1,642	821
米国・ドル（USD）	2,400	960	480
南アフリカ・ランド（ZAR）	43,370	17,350	8,670

追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2）[2,3,4,5,6]	*小企業*	*極小企業*
USD 2,400	960	480

国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）
米国特許文献　１通につき　USD 3[7]
米国特許以外の文献　な し[8]

国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）
米国特許文献　１通につき　USD 3
米国特許以外の文献　１通につき　USD 27
その他の書類の提供手数料については37 CFR 1.19を参照

異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）　な　し

遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）[2,3,4,5]	*小企業*	*極小企業*
USD 345	138	69

［次頁に続く］

1　この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で関係する受理官庁に支払う。

2　この手数料は定期的に改訂される。適用される額については国際調査機関に問い合わせるか，又は現行のＵＳＰＴＯ手数料表を参照されたい。
https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule

3　小企業の詳細については次のウェブサイトを参照。
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#d0e30961

4　極小企業の詳細については次のウェブサイトを参照。
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500_d1ff69_210b3_1ca

5　総合特許規則については次のウェブサイトを参照。
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf

6　この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

7　2007年7月3日以降，ＵＳＰＴＯは国際出願における調査報告書，書面による見解又は国際予備審査報告書に引用された米国特許及び米国特許出願公開公報の紙形式による写しを郵送しない。2013年10月29日以降，ＵＳＰＴＯは国際出願に引用された公開された国際出願の紙形式による写しについても郵送しない。もっとも，ＵＳＰＴＯのインターネットウェブサイト（http://www.uspto.gov/patents/search）で電子形式の写しを閲覧することができる。これは無料で印刷することもできる。更に写しは，上述した手数料を支払い，オンライン（https://certifiedcopycenter.uspto.gov/index.html）で購入又はＵＳＰＴＯ公式記録局（(1-800) 972 63 82若しくは(571) 272 31 50）から入手することもできる。

8　出願人は国際調査報告とともに，そこで列記された米国以外の各特許文献又は公開国際出願の写しを受け取る。

ＵＳ	米国特許商標庁 （ＵＳＰＴＯ）（続き）	ＵＳ
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し	
国際調査のために受理する言語	英語	
国際出願が，この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合，国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認めない	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	読取り専用光学ディスク：CD-ROM，CD-R，DVD-R，DVD+R	
調査をしないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，米国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[9]	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時，及びＰＣＴ規則92の2に基づく一定の変更があった時	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[9]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時，及びＰＣＴ規則92の2に基づく一定の変更があった時	

9 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。